日常生活用具給付申請書（排泄管理支援用具）

 年 月 日

加古川市長 様

 住所 加古川市

申請者 氏名

 個人番号

□ 申請者に同じ（ﾁｪｯｸで省略可）

 電話 ― ― 続柄

□ 申請者に同じ（ﾁｪｯｸで省略可）

 配偶者の有無（いずれかに○） 　 有　・　無

 ※ 申請者は障がい者本人。ただし、18歳未満は保護者。

下記により日常生活用具の給付を申請します。申請にあたり、市が私及びその世帯員の住民基本台帳、課税状況、障害福祉サービスの申請資料等を調査することに同意します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対　象　者(児) | ふりがな |  | 個人番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 氏名 |  |
| 生年月日 |  年 月 日( 歳) |
| 住所 | 加古川市 |
| 身体障害者 | 手帳番号／交付日 | 兵庫県 ・ 兵東加 ・（　　　　　）第 号 |  年 月 日 交付 |
| 障害名 |  | 等　級 | 　　　　　　級 |
| 知的障害者 | 手帳番号／交付日 | 兵庫県 ・ 兵東加 ・（　　　　　）第 号 |  年 月 日 交付 |
| 判定 |  | 次 回 判 定 | 無 ・ 有 | 　 　 年　 月 |
| 給付を受けたい用具名 | ・ストーマ装具（ 消化器系 ・ 尿路系 ・ 消化器系及び尿路系 ）・紙おむつ※ストーマ装具（消化器系及び尿路系）はストーマの造設者であること。※紙おむつは、高度の排便機能障害又は脳原性運動機能障害で意思表示困難な３歳以上の者であること。 |
|  月 ～ 月（ ヶ月分） |  ・新 規 ・継 続 |
| 希望業者名 |  |
| 本人の状況 | ・在宅　・入院中（　　　　　　　　病院：　　　　 頃退院予定）・その他（　　　　　　　 ）　　　　ストーマ増設以外によるもの |
| 月額負担上限額認定区分(対象期間:R5.1～R5.12) | ・生活保護世帯０円 | ・市民税非課税世帯 ０円 | ・市民税課税世帯 37,200円 |
| ※「世帯」の範囲は、申請者が障がい者（18歳以上）の場合は申請者とその配偶者、申請者が障がい児（18歳未満）の場合は申請者が属する「住民票」上の世帯です。※ 障がい者が属する世帯の市民税所得割額が46万円以上の場合は、この制度の利用はできません。 |
| 備考 |  □ 見積書は後日提出します。※ 申請時に見積書がない場合は、速やかに業者に連絡していただき郵送等により　障がい者支援課に提出してください。  |

給付決定番号

扶養対象児童申告書

申告対象

　令和５年12月31日現在における、０歳から15歳までの扶養対象児童及び16歳から18歳までの扶養対象児童（令和５年中の合計所得が38万円以下の児童に限る。）

|  |
| --- |
| ０～15歳の扶養対象児童（平成20年１月２日～令和５年12月31日生まれ） |
| ふりがな | 生　年　月　日 | 同居・別居　の区別 | 　　扶 養 者 |
| 氏　 名 |
|  | 　 年　 　月　 　日 | 同居・別居 | 父・母・（　　　） |
|  |
|  |  　年　 　月　 　日 | 同居・別居 | 父・母・（　　　） |
|  |
|  | 　 年　　 月　 　日 | 同居・別居 | 父・母・（　　　） |
|  |
|  |  　年　　 月　 　日 | 同居・別居 | 父・母・（　　　） |
|  |
|  |  　年　 　月　　 日 | 同居・別居 | 父・母・（　　　） |
|  |
| 16～18歳の扶養対象児童（平成17年１月２日～平成20年１月１日生まれ） |
| ふりがな | 生　年　月　日 | 同居・別居　の区別 | 　　扶 養 者 |
| 氏　 名 |
|  |  　年　 　月　 　日 | 同居・別居 | 父・母・（　　　） |
|  |
|  | 　 年 　　月　 　日 | 同居・別居 | 父・母・（　　　） |
|  |
|  | 　 年　　 月　 　日 | 同居・別居 | 父・母・（　　　） |
|  |

【扶養控除の見直しに伴う日常生活用具給付の影響について】

　平成24年度分より市民税の年少扶養控除等が廃止されました。

　加古川市では、これにより日常生活用具の給付に関する負担に影響が生じることがないよう、扶養控除の廃止対象者を特定したうえで、扶養控除見直し前の旧税額を再計算し、その税額をもって負担上限月額の算定を行うこととしました。